

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 29 年 8 月 22 日
東村山市議会議長 様

議席番号 23 番
質問者 渡辺 みのる

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>国保の都道府県単位化で何が変わるのか</p> <p>2018 年 4 月から国民健康保険の運営主体が都道府県に移管される。</p> <p>7 か月後に迫った都道府県化だが、何がどのように変わるのか東京都からの情報がほとんど示されていない。</p> <p>国民健康保険に加入している市民にとってどのような変化があるのか。</p> <p>懸念されている保険税の大幅値上げは起きるのか。</p> <p>市・都・国の役割はどのようになるのか。</p> <p>早く市民に必要な情報を公開していくことを求め、以下質問する。</p> <p>(1)国保を都道府県単位化するにあたって何が議論され決められたのか。また、現時点での情報はどの程度あるのか。以下について伺う。</p> <p>①国民健康保険の運営主体を都道府県に移管するという大幅な制度改定はなぜ行われるのか。</p> <p>②初めに「国保を広域化する」という議論が開始された目的はどのようなものか。</p> <p>③都道府県単位化された際、市・都・国の役割はそれぞれ現在とどのように変わるのか。</p> <p>④都道府県単位化された際、市民にとってどのような変化があるのか。</p> <p>⑤現時点で東京都からどのような情報が示されているのか。</p> <p>⑥厚生労働省の資料では、都道府県は 2016 年 11 月及び 17 年 1 月、7 月と 3 回にわたり標準保険料率の資産を行っている。この結果は、市に提供されているのか。また、都が公表しない理由は何か。</p> <p>(2)都道府県単位化された際、何がどのように変わるのか。都道府県の国民健康保険運営協議会で示される国保運営方針では、どのような内容が示され、どの程度の影響があるのか。以下伺う。</p> <p>①今後、示されることになる「標準保険料率」とは何か。</p>

番号	質問の項目と要旨
	②現在の“所得割・均等割・平等割”の課税方式は変更されるのか。
	③現在、行っている一般会計からの法定外繰入はどうか。
	④「国保運営方針」はどの程度の拘束力があるのか。
	(3)国保の本来の目的に照らし、国・都・市がそれぞれ公的な責任を果たし、払いきれぬ保険税と安心して医療にかかれる保険制度にしていくことが何よりも求められている。市民に一番身近で、寄り添うべき市としてより積極的な役割をはたすよう求め、以下伺う。
	①国民健康保険制度とは何か。市長の見解を伺う。
	②憲法 25 条に基づく社会保障としての国保を、社会保障制度として存続させ、次世代に引き継いでいくためには公的資金による負担を拡充する以外にないと考える。市として国・都の定率負担拡充など求めていく必要があると考えるがいかがか。市長の見解を伺う。
2	公立保育園の民間移管について
	(1)第二・第六保育園の民間移管後運営予定事業者が選定されたことを受け、以下について伺う。
	①第二保育園・第六保育園の移管後運営予定事業者の公募には、それぞれ 1 事業者のみの応募とのことだが、1 事業者のみの応募となったことにたいしてどのような見解を持っているのか。また、選定会議ではなにか意見が出たのか。
	②昨年行われた民間移管の事業者説明会には 15 程度の事業者が参加したとのことだが、説明会に参加して応募を見送った理由は聞いているのか。
	③それぞれの事業者から提案された内容のうち、選定会議で評価されたものはなにか。
	④それぞれの事業者や提案内容にたいして、選定会議ではどのような意見が出たのか。
	⑤第二保育園も第六保育園も移管後運営予定事業者は学校法人とのことだが、どちらの保育園も約 40 年にわたって保育を担い培ってきた。このような保育園を、学校法人が引き継ぐことができるのかが保護者の懸念事項である。市としてどのような見解を持っているのか。